

第 8 8 期 決 算 公 告

平成 2 0 年 6 月 2 7 日

大阪府岸和田市宮本町 2 6 番 1 5 号
株式会社 泉 州 銀 行
取締役頭取 吉 田 憲 正

貸借対照表 (平成 2 0 年 3 月 3 1 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	20,423	預 金	1,771,271
現 金	16,354	当 座 預 金	61,426
預 け 金	4,069	普 通 預 金	581,391
買 入 金 銭 債 権	25	貯 蓄 預 金	8,759
有 価 証 券	430,603	通 知 預 金	2,638
国 債	210,840	定 期 預 金	1,090,807
地 方 債	20,346	定 期 積 金	1
社 債	80,314	そ の 他 の 預 金	26,246
株 式	32,268	譲 渡 性 預 金	31,440
そ の 他 の 証 券	86,833	コ ー ル マ ネ ー	48,968
貸 出 金	1,619,461	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	42,736
割 引 手 形	10,793	借 用 金	91,329
手 形 貸 付	60,007	借 入 金	91,329
証 書 貸 付	1,478,957	外 国 為 替	241
当 座 貸 越	69,703	売 渡 外 国 為 替	213
外 国 為 替	2,129	未 払 外 国 為 替	28
外 国 他 店 預 け	954	社 債	20,000
買 入 外 国 為 替	442	そ の 他 負 債	12,060
取 立 外 国 為 替	731	未 決 済 為 替 借	4
そ の 他 資 産	14,906	未 払 法 人 税 等	135
前 払 費 用	137	未 払 費 用	5,785
未 収 収 益	4,430	前 受 収 益	1,781
金 融 派 生 商 品	2,899	従 業 員 預 り 金	655
そ の 他 の 資 産	7,440	給 付 補 て ん 備 金	0
有 形 固 定 資 産	13,532	金 融 派 生 商 品	2,759
建 物	5,881	そ の 他 の 負 債	937
土 地	6,583	賞 与 引 当 金	852
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,067	退 職 給 付 引 当 金	4,610
無 形 固 定 資 産	100	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	209
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	100	預 金 関 係 損 失 引 当 金	134
繰 延 税 金 資 産	23,980	そ の 他 の 偶 発 損 失 引 当 金	65
支 払 承 諾 見 返	16,201	支 払 承 諾	16,201
貸 倒 引 当 金	10,272	負債の部合計	2,040,122
投 資 損 失 引 当 金	477	(純資産の部)	
		資 本 金	44,575
		資 本 剰 余 金	3,976
		資 本 準 備 金	3,974
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1
		利 益 剰 余 金	40,429
		利 益 準 備 金	2,336
		そ の 他 利 益 剰 余 金	38,092
		繰 越 利 益 剰 余 金	38,092
		自 己 株 式	86
		株 主 資 本 合 計	88,894
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,599
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,599
		純資産の部合計	90,494
資産の部合計	2,130,616	負債及び純資産の部合計	2,130,616

損益計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	52,777
資金運用収益	42,562
貸出金利息	36,345
有価証券利息配当金	6,083
コールローン利息	15
債券貸借取引受入利息	1
預け金利息	7
その他の受入利息	108
役員取引等収益	6,305
受入為替手数料	1,793
その他の役員収益	4,511
その他業務収益	3,398
外国為替売買益	673
商品有価証券売買益	1
国債等債券売却益	2,723
その他の業務収益	0
その他経常収益	511
株式等売却益	21
その他の経常収益	490
経常費用	50,264
資金調達費用	9,395
預金利息	7,232
譲渡性預金利息	162
コールマネー利息	887
債券貸借取引支払利息	394
借入金利息	371
社債利息	342
その他の支払利息	3
役員取引等費用	4,609
支払為替手数料	472
その他の役員費用	4,136
その他業務費用	5,148
国債等債券売却損	114
国債等債券償却	4,858
金融派生商品費用	176
営業経費	24,355
その他経常費用	6,755
貸倒引当金繰入額	2,707
貸出金償却	2,705
株式等売却損	0
株式等償却	587
その他の経常費用	755
経常利益	2,512

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	846
償 却 債 権 取 立 益	846
特 別 損 失	21
固 定 資 産 処 分 損	21
税 引 前 当 期 純 利 益	3,337
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	275
法 人 税 等 調 整 額	1,367
当 期 純 利 益	2,245

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	2年～20年

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ18百万円減少しております。

（追加情報）

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ37百万円減少しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,370百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異（5,059百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 預金関係損失引当金

預金関係損失引当金は、負債計上を中止した預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

（追加情報）

負債計上を中止した預金の払戻請求に対しては、従来、払戻時の費用として処理してはりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は134百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は134百万円減少しております。

(7) その他の偶発損失引当金

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資）総額 7,639百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,181百万円、延滞債権額は17,960百万円あります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援

を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 77 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,214 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 30,434 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,236 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	211,993 百万円
その他の資産	34 百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,943 百万円
コールマネー	20,900 百万円
債券貸借取引受入担保金	42,736 百万円
借入金	81,300 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 25,615 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 1,292 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、236,402 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 234,239 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 15,174 百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 272 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 10,000 百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債 20,000 百万円あります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 44,558 百万円あります。
14. 1 株当たりの純資産額 181 円 95 銭
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 関係会社に対する金銭債権総額 13,067 百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 19,907 百万円
18. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、471 百万円あります。
19. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、11.30%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
資金運用取引に係る収益総額 294 百万円
役務取引等に係る収益総額 42 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額 248 百万円
関係会社との取引による費用
資金調達取引に係る費用総額 55 百万円
役務取引等に係る費用総額 2,590 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額 4 百万円
その他の取引に係る費用総額 3,175 百万円
関係会社に対する譲渡資産額
代位弁済に伴う資産譲渡額 5,015 百万円
2. 1株当たり当期純利益金額 4円75銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 4円67銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」であります。

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	54,609	53,425	1,183	722	1,906
その他	17,000	15,616	1,384	4	1,388
合計	71,609	69,041	2,567	727	3,295

- (注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	18,803	23,729	4,925	6,528	1,602
債券	211,808	212,333	525	2,555	2,030
国債	155,797	156,230	433	2,346	1,912
地方債	20,264	20,346	82	92	9
社債	35,747	35,755	8	116	107
その他	72,940	69,833	3,106	368	3,475
合計	303,552	305,896	2,343	9,452	7,108

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当期における減損処理額は、3,460百万円(うち、株式543百万円、その他2,917百万円)であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の発行会社に係る債務者区分により設定しており、その内容は以下のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先の場合 時価が取得原価を下回っている場合
要注意先の場合 時価が取得原価を30%以上下回っている場合
正常先の場合 時価が取得原価を50%以上下回っている場合

4. 当期中に売却した満期保有目的の債券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
その他	1,000	930	70
合計	1,000	930	70

(売却の理由) 当該債券の発行者の信用状態が、著しく悪化したため。

5. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	55,383	2,744	44

6. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	金額（百万円）
子会社・子法人等株式および関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	7,214
関連法人等株式	180
その他有価証券	
非上場株式	1,144
内国非上場債券	44,558
非上場外国証券	0

7. 保有目的を変更した有価証券

当期中に、満期保有目的の債券 1,059 百万円の保有目的を以下の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による影響はありません。

（変更の理由）当該保有目的に区分していた CDO（債務担保証券）につきまして、減損・区分処理を実施したため。

当行が保有する CDO につきましては、サブプライムローンを原資産とするものではなく、また、組成の根拠となっている裏付資産についても、ほとんどデフォルトが発生しておりませんが、大幅な時価下落に伴い、当期末において減損・区分処理を実施しました。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
債券	25,712	105,619	105,388	74,780
国債	4,993	37,973	93,092	74,780
地方債	3,318	15,503	1,524	-
社債	17,399	52,143	10,771	-
その他	-	17,028	47,240	-
合計	25,712	122,648	152,629	74,780

（金銭の信託関係）

- 運用目的の金銭の信託（平成 20 年 3 月 31 日現在）
該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託（平成 20 年 3 月 31 日現在）
該当ありません。
- その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 20 年 3 月 31 日現在）
該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	6,818 百万円
繰越欠損金	12,386
退職給付引当金損金算入限度額超過額	1,823
減価償却費損金算入限度超過額	236
有価証券評価損損金不算入額	6,072
その他	1,612
繰延税金資産小計	28,950
評価性引当額	4,112
繰延税金資産合計	24,838
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	744
その他	113
繰延税金負債合計	857
繰延税金資産の純額	23,980 百万円

(関連当事者との取引)

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金 (百万円)	職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 %	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び その 近親者	佐々木 節子	-	-	不動産 賃貸業	(被所有) 直接 0.0	-	-	利息の 受取他	2	貸出金	93

(注) 佐々木節子に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

子会社等

属性	氏名	住所	資本金 (百万円)	職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 %	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	近畿信用 保証(株)	大阪府 貝塚市	6,400	住宅ロ ーン等 の保証	(所有) 直接 100.0	1名	当行の住 宅ローン 等の保証	債務保証	1,069,233	-	-
								支払保証料	2,562	未払費用	228
								代位弁済額	5,015	-	-

(決算後に生じた当行の状況に関する重要な事象 (重要な後発事象))

1. 当行は、平成 20 年 5 月 30 日に、株式会社池田銀行 (本店：大阪府池田市 頭取：服部盛隆) と共同して持株会社を設立する方式により経営統合を進めていくことについて、「経営統合に関する基本合意書」を締結いたしました。その内容等につきましては以下のとおりであります。

(1) 経営統合の目的

当行及び池田銀行の経営統合は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的としています。新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保しつつ、株式会社三菱東京 UFJ 銀行との資本関係の有効活用を通じて、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。

(2) 統合形態

当行及び池田銀行は、平成 21 年 4 月 1 日を目処に、共同株式移転による持株会社を設立することに向けて、検討・協議を進めてまいります。

(3) 経営統合後の方針

当行及び池田銀行は、経営統合の目的に鑑み、両者の統合効果を最大化するために、持株会社設立後、将来的に両行が合併することを含めて、検討・協議を進めてまいります。

当行及び池田銀行は、両行の傘下の事業子会社を、機能別組織とした持株会社の事業子会社とする可能性を含めて検討してまいります。

当行及び池田銀行は、両行の基幹システム等について、経営統合の目的に鑑み、その効果、コストを総合的に考慮の上、一本化する可能性を含めて検討してまいります。

(4) 持株会社の概要

商号	公募による方法も含めて、今後両行にて協議して決定いたします。
事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理及び附随する業務を行います。
本社所在地	大阪府大阪市北区茶屋町 18 番 14 号 (大阪梅田池銀ビル)
代表取締役候補者	代表取締役会長 吉田 憲正 (現：泉州銀行取締役頭取) 代表取締役社長兼 CEO (最高経営責任者) 服部 盛隆 (現：池田銀行取締役頭取)
取締役	取締役候補者の選定方法については、両行の誠実な協議の上、最終契約締結までに決定いたします。
持株会社の組織	持株会社の組織については本部組織の共同化も含めて今後両行で検討し、最終契約の締結時点を目処に決定いたします。
決算期	毎年 3 月末日を決算期末とします。

(5) 株式移転比率

デューディリジェンス等の結果を踏まえて、両行の誠実な協議の上、最終契約締結までに決定し、お知らせいたします。

(6) 今後のスケジュール(予定)

最終契約締結	平成 20 年 11 月 28 日まで
株式移転に関する臨時株主総会	平成 21 年 2 月末まで
新会社設立登記日	平成 21 年 4 月 1 日

(7) 小委員会

当行及び池田銀行は、本合意書締結後すみやかに、両行が平成 20 年 4 月 1 日に共同で設置した統合推進委員会の傘下に、経営統合のための具体的施策を検討する小委員会を設置し、協議してまいります。小委員会では、経営統合以前に両行で共同して実施が可能な施策についても併せて検討を行ってまいります。

2. 当行の取引先である昭和ナミレイ株式会社は、平成 20 年 6 月 5 日付けで大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました。同社に対する当行の債権のうち、担保及び引当等により保全されていない部分 568 百万円については、翌期において費用処理を行う予定であります。

第 8 8 期 決 算 公 告

平成 2 0 年 6 月 2 7 日

大阪府岸和田市宮本町 2 6 番 1 5 号
株式会社 泉 州 銀 行
取締役頭取 吉 田 憲 正

連結貸借対照表 (平成 2 0 年 3 月 3 1 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	20,799	預 金	1,770,578
買 入 金 銭 債 権	74	譲 渡 性 預 金	12,300
有 価 証 券	422,838	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	48,968
貸 出 金	1,613,112	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	42,736
外 国 為 替	2,129	借 用 金	93,354
そ の 他 資 産	20,140	外 国 為 替	241
有 形 固 定 資 産	19,459	社 債	20,300
建 物	5,907	そ の 他 負 債	25,773
土 地	6,583	賞 与 引 当 金	909
その他の有形固定資産	6,968	退 職 給 付 引 当 金	4,643
無 形 固 定 資 産	1,765	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	229
ソ フ ト ウ ェ ア	11	預 金 関 係 損 失 引 当 金	134
の れ ん	5	そ の 他 の 偶 発 損 失 引 当 金	65
その他の無形固定資産	1,748	支 払 承 諾	17,784
繰 延 税 金 資 産	26,111	負債の部合計	2,038,019
支 払 承 諾 見 返	17,784	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	16,758	資 本 金	44,575
投 資 損 失 引 当 金	211	資 本 剰 余 金	3,990
		利 益 剰 余 金	38,594
		自 己 株 式	121
		株 主 資 本 合 計	87,038
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,612
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,612
		少 数 株 主 持 分	573
		純資産の部合計	89,224
資産の部合計	2,127,243	負債及び純資産の部合計	2,127,243

連結損益計算書 〔 平成19年4月 1日から
平成20年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	57,721
資金運用収益	42,614
貸出金利息	36,384
有価証券利息配当金	6,065
コールローン利息及び買入手形利息	15
債券貸借取引受入利息	1
預け金利息	7
その他の受入利息	139
役員取引等収益	8,424
その他業務収益	6,004
その他経常収益	676
経常費用	55,045
資金調達費用	9,384
預金利息	7,232
譲渡性預金利息	110
コールマネー利息及び売渡手形利息	887
債券貸借取引支払利息	394
借入金利息	411
社債利息	342
その他の支払利息	4
役員取引等費用	2,130
その他業務費用	8,205
営業経費	24,622
その他経常費用	10,702
貸倒引当金繰入額	4,092
その他の経常費用	6,610
経常利益	2,675
特別利益	1,553
償却債権取立益	1,553
特別損失	23
固定資産処分損	23
税金等調整前当期純利益	4,205
法人税、住民税及び事業税	221
法人税等調整額	1,247
少数株主損失	63
当期純利益	2,800

連結注記表

連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

株式会社泉州カード

近畿信用保証株式会社

泉銀総合リース株式会社

泉銀ビジネスサービス株式会社

泉州ソフトウェアサービス株式会社

J S企業育成ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法適用の関連法人等 1社

会社名

株式会社バンク・コンピュータ・サービス

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社

3月末日 5社

連結される子会社及び子法人等のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社及び子法人等については、連結される子会社及び子法人等の決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんについては、5年間の定額法により償却を行っております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 減価償却の方法

有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

動 産 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ19百万円減少しております。

（追加情報）

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ37百万円減少しております。

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収

不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 22,118 百万円であります。

(5) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11 年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（5,066 百万円）については、15 年による按分額を費用処理しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 預金関係損失引当金の計上基準

預金関係損失引当金は、負債計上を中止した預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

（追加情報）

負債計上を中止した預金の払戻請求に対しては、従来、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日）が平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は 134 百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は 134 百万円減少しております。

(10) その他の偶発損失引当金の計上基準

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は6,694百万円、延滞債権額は18,779百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は77百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,214百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,766百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,236百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	211,993百万円
その他資産	34百万円
その他の有形固定資産	1,142百万円
その他の無形固定資産	764百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,943百万円
コールマネー及び売渡手形	20,900百万円
債券貸借取引受入担保金	42,736百万円
借入金	82,825百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券25,615百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は1,322百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、259,797百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が257,634百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高その

ものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 26,006 百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 272 百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 10,000 百万円が含まれております。
11. 社債には、劣後特約付社債 20,000 百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 44,058 百万円であります。
13. 1 株当たりの純資産額 177 円 98 銭
14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	18,186	百万円
年金資産（時価）	8,083	
<hr/>		
未積立退職給付債務	10,102	
会計基準変更時差異の未処理額	2,360	
未認識数理計算上の差異	3,923	
未認識過去勤務債務（債務の減額）	695	
<hr/>		
連結貸借対照表計上額の純額	4,514	
前払年金費用	129	
退職給付引当金	4,643	
16. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率（国内基準）は、11.23% であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 4,741 百万円、株式等償却 587 百万円、投資損失引当金繰入額 174 百万円、預金関係損失引当金繰入額 134 百万円及びその他の偶発損失引当金繰入額 65 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり当期純利益金額 5 円 97 銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 5 円 82 銭

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」であります。

1. 売買目的有価証券（平成 20 年 3 月 31 日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	54,609	53,425	1,183	722	1,906
その他	17,000	15,616	1,384	4	1,388
合計	71,609	69,041	2,567	727	3,295

- （注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借 対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	18,881	23,844	4,962	6,567	1,605
債券	211,808	212,333	525	2,555	2,030
国債	155,797	156,230	433	2,346	1,912
地方債	20,264	20,346	82	92	9
社債	35,747	35,755	8	116	107
その他	72,695	69,589	3,106	368	3,475
合計	303,385	305,766	2,381	9,492	7,110

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は 3,460 百万円（うち、株式 543 百万円、その他 2,917 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の発行会社に係る債務者区分により設定しており、その内容は以下のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先の場合	時価が取得原価を下回っている場合
要注意先の場合	時価が取得原価を 30%以上下回っている場合
正常先の場合	時価が取得原価を 50%以上下回っている場合

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）

	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
その他	1,000	930	70
合計	1,000	930	70

（売却の理由）当該債券の発行者の信用状態が、著しく悪化したため。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	55,420	2,770	44

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	1,384
内国非上場債券	44,076
非上場外国証券	0

7. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券 1,059 百万円の保有目的を以下の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による影響はありません。

（変更の理由）当該保有目的に区分していた CDO（債務担保証券）につきまして、減損・区分処理を実施したため。

当行が保有する CDO につきましては、サブプライムローンを原資産とするものではなく、また、組成の根拠となっている裏付資産についても、ほとんどデフォルトが発生しておりませんが、大幅な時価下落に伴い、当連結会計年度末において減損・区分処理を実施しました。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	1 年以内 （百万円）	1 年超 5 年以内 （百万円）	5 年超 10 年以内 （百万円）	10 年超 （百万円）
債券	25,712	105,137	105,388	74,780
国債	4,993	37,973	93,092	74,780
地方債	3,318	15,503	1,524	-
社債	17,399	51,661	10,771	-
その他	-	17,028	46,996	-
合計	25,712	122,166	152,385	74,780

（金銭の信託関係）

- 運用目的の金銭の信託（平成 20 年 3 月 31 日現在）
該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託（平成 20 年 3 月 31 日現在）
該当ありません。
- その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 20 年 3 月 31 日現在）
該当ありません。

（決算後に生じた企業集団の状況に関する重要な事象（重要な後発事象））

- 当行は、平成 20 年 5 月 30 日に、株式会社池田銀行（本店：大阪府池田市 頭取：服部盛隆）と共同して持株会社を設立する方式により経営統合を進めていくことについて、「経営統合に関する基本合意書」を締結いたしました。その内容等につきましては以下のとおりであります。

(1) 経営統合の目的

当行及び池田銀行の経営統合は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的としています。新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保しつつ、株式会社三菱東京 UFJ 銀行との資本関係の有効活用を通じて、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。

(2) 統合形態

当行及び池田銀行は、平成 21 年 4 月 1 日を目処に、共同株式移転による持株会社を設立することに向けて、検討・協議を進めてまいります。

(3) 経営統合後の方針

当行及び池田銀行は、経営統合の目的に鑑み、両者の統合効果を最大化するために、持株会社設立後、将来的に両行が合併することを含めて、検討・協議を進めてまいります。

当行及び池田銀行は、両行の傘下の事業子会社を、機能別組織とした持株会社の事業子会社とする可能性を含めて検討してまいります。

当行及び池田銀行は、両行の基幹システム等について、経営統合の目的に鑑み、その効果、コストを総合的に考慮の上、一本化する可能性を含めて検討してまいります。

(4) 持株会社の概要

商号	公募による方法も含めて、今後両行にて協議して決定いたします。
事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理及び附帯する業務を行います。
本社所在地	大阪府大阪市北区茶屋町 18 番 14 号（大阪梅田池銀ビル）
代表取締役候補者	代表取締役会長 吉田 憲正（現：泉州銀行取締役頭取） 代表取締役社長兼 CEO（最高経営責任者） 服部 盛隆（現：池田銀行取締役頭取）
取締役	取締役候補者の選定方法については、両行の誠実な協議の上、最終契約締結までに決定いたします。
持株会社の組織	持株会社の組織については本部組織の共同化も含めて今後両行で検討し、最終契約の締結時点を目処に決定いたします。
決算期	毎年 3 月末日を決算期末とします。

(5) 株式移転比率

デューデリジェンス等の結果を踏まえて、両行の誠実な協議の上、最終契約締結までに決定し、お知らせいたします。

(6) 今後のスケジュール(予定)

最終契約締結	平成 20 年 11 月 28 日まで
株式移転に関する臨時株主総会	平成 21 年 2 月末まで
新会社設立登記日	平成 21 年 4 月 1 日

(7) 小委員会

当行及び池田銀行は、本合意書締結後すみやかに、両行が平成 20 年 4 月 1 日に共同で設置した統合推進委員会の傘下に、経営統合のための具体的施策を検討する小委員会を設置し、協議してまいります。小委員会では、経営統合以前に両行で共同して実施が可能な施策についても併せて検討を行ってまいります。

2. 当行の取引先である昭和ナミレイ株式会社は、平成 20 年 6 月 5 日付けで大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました。同社に対する当行の債権のうち、担保及び引当等により保全されていない部分 568 百万円については、翌連結会計年度において費用処理を行う予定であります。